

豊島区監査委員公告第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、工事監査結果の報告に係る措置状況を別添のとおり公表する。

令和3年10月14日

豊島区監査委員	永	田	謙	介
同	中	川	貞	枝
同	鈴	木	善	和
同	細	川	正	博

3 豊総総発第 532 号
令和 3 年 9 月 10 日

豊島区監査委員 様

豊島区長 高野之夫

令和 2 年度工事監査結果報告における監査委員意見・要望に対する
検討状況について

標記監査結果報告において意見の付された事項について措置を講じたので、
地方自治法第 199 条第 14 項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

**令和2年度工事監査結果報告における
監査委員意見・要望に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における意見・要望	左の意見・要望に対する措置状況等
<p>第2【4】意見・要望</p> <p>1. (仮称)マンガの聖地としまミュージアム新築工事</p> <p>(2) 定例議事録への記載について</p> <p>定例の工事打合せは毎週火曜日に行われていたが、その際、工程表についての確認は口頭でなされていたのみで、定例議事録には工事監理者が確認したことの記載がなされていなかった。</p> <p>たとえ工事の進捗に遅れが生じておらず、工程表どおり工事が進められていたとしても、定例の工事打合せにおいて工程表の確認をしたことは、その都度、定例議事録に工事監理者が記載するべきである。</p> <p>今後の工事において施設整備課は、工事監理者が定例議事録を適切に記載しているか十分な注意を払われたい。</p> <p>(3) 施工監理における明確な目標精度の設定について</p> <p>各種施工要領書については、一定の共通基準は設けられていたものの、実際の施工における部材製作精度、仕上げの平滑度、壁の垂直精度などの施工精度が明確かつ具体的な数値で示されていなかった。</p> <p>施工精度は、竣工検査時に出来栄を評価する理論的な根拠となるものであり、できる限り実情にあった精度を客観的に数値化したものを目標値として設定し、施工監理をすることが重要である。</p> <p>今後の工事においては、明確な目標精度を具体的に示しておくようにされたい。</p> <p>(4) 工事写真の撮り方について</p> <p>工事写真については、全体を撮影せずに当該箇所のみを撮影したものが多く、具体的にどの部分を撮影したかわかりづらいところがあった。</p> <p>工事写真は、施工場所、施工時間、使用された</p>	<p>第2【4】意見・要望</p> <p>1. (仮称)マンガの聖地としまミュージアム新築工事</p> <p>(2) 定例議事録への記載について</p> <p>監査委員の意見を受け、監査後の工事においては、定例会議等で提出された工程表を工事監理者が確認済みであることを議事録で確認できるように注意している。</p> <p style="text-align: right;">(施設整備課)</p> <p>(3) 施工監理における明確な目標精度の設定について</p> <p>今後の工事において、標準的な目標精度を上回る目標を掲げ、その目標を達成できた施工者に対しては、工事評定を通じ加点することを考えている。</p> <p style="text-align: right;">(施設整備課)</p> <p>(4) 工事写真の撮り方について</p> <p>監査委員の意見を受け、監査後の工事においては、当該箇所のみを撮影するのではなく、現場における施工プロセス、使用された材料などの内容が確認できるよう、十分な注意を払って工事写真を撮影するよう注意している。 (施設整備課)</p>

材料、施工段取り及び精度測定の確認方法などが明確にわかるように、当該工事箇所全体の画像と拡大した詳細画像を併せて撮影し、保存しておく必要がある。

今後の工事においては、現場における施工プロセス、使用された材料などの内容が確認できるよう、十分な注意を払って工事写真を撮影されたい。

(5) 工事現場における労働安全衛生管理の徹底について

工事中の現場における仮設トイレから手洗い場に渡る通路と手洗い場の上部に屋根が設置されていなかった。これでは、雨天時に作業員が手洗いを徹底することが困難である。

作業員の健康を守り、常時、労働安全衛生管理を徹底させるため、今後の工事においては、仮設の屋根を設置するなど、現場におけるより良い作業環境づくりに配慮されたい。

(施設整備課)

(5) 工事現場における労働安全衛生管理の徹底について

今後の工事においては、労働安全衛生管理を徹底するため、現場の状況に応じて、必要な場合は仮設の屋根を設置するなど、より良い作業環境づくりに努めていく。

(施設整備課)

所管課 施設整備課

**令和2年度工事監査結果報告における
監査委員意見・要望に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における意見・要望	左の意見・要望に対する措置状況等
<p>第2【4】意見・要望</p> <p>2. 上池袋備蓄倉庫新築工事</p> <p>(2) 工事説明会開催の周知時期について</p> <p>工事説明会の開催にあたり、説明会開催日の直前1週間前になって地元の方々に対して、その案内・周知をしたところ、地元住民の方々から周知期間の延長を求められ、これによって、着工時期が遅延するとともに工期（履行期限）を「平成31年3月15日まで」から「平成31年3月29日まで」に延長せざるを得なくなった。</p> <p>今後、施設整備課においては、工事説明会を開催する際には、十分な周知期間を確保するとともに、安易な工期延長がなされることのないよう強く要望する。</p> <p>(3) 発電機使用時の注意表示について</p> <p>停電時にリフトなどを起動させるための大型発電機が倉庫内に置かれている。</p> <p>ガソリンを燃料とする発電機であるため、使用時には換気が必要であるが、倉庫内にその旨の注意表示がされていなかった。</p> <p>特に、冬季や夜間などに扉を閉めたまま誤って換気せずに発電機を作動させると、中毒事故が起きる可能性もあるため、防災危機管理課においては、見やすい場所に大きく「発電機使用時換気注意」などの注意表示をされたい。</p> <p>(4) 作業従事者用のトイレについて</p> <p>上池袋備蓄倉庫以外の9か所（下表参照）の備蓄倉庫には、同じ建物内もしくは同一敷地内にトイレがあり、備蓄物資搬出入作業従事者がそのトイレを利用することができる環境にある。</p> <p>しかし、上池袋備蓄倉庫内にはトイレが設置されていない。近隣の区有施設のトイレは、豊成小学校もしくは区民ひろば豊成にあるが、作業従事者はそこまで行ってトイレを借りなければなら</p>	<p>第2【4】意見・要望</p> <p>2. 上池袋備蓄倉庫新築工事</p> <p>(2) 工事説明会開催の周知時期について</p> <p>今後の工事においては、区民への十分な周知期間の確保を念頭に置き、全体の工事のスケジュールを設定するように留意する。</p> <p style="text-align: right;">（施設整備課）</p> <p>説明会等の周知については、概ね開催日の1か月以上前に個別配布等により周知を図ることとする。併せて、自然災害等による工期延長以外の延長は起こらないように配慮した事業計画の下で行動するように努める。</p> <p style="text-align: right;">（防災危機管理課）</p> <p>(3) 発電機使用時の注意表示について</p> <p>ご指摘事項については、速やかに注意表示を作成し、機器周辺に貼り付けを実施済。</p> <p style="text-align: right;">（防災危機管理課）</p> <p>(4) 作業従事者用トイレについて</p> <p>委員ご指摘のとおり、備蓄品入れ替え作業等の際にトイレに困る事象は発生しているため、解決に向けて財政当局ならびに施設整備課と協議のうえ解決策を検討していく。</p> <p style="text-align: right;">（防災危機管理課）</p>

ず、休館日等であれば借りることもできない。

建築基準法上、倉庫にはトイレ設置義務はないものの、同倉庫は区内最大の備蓄倉庫であり、大量の備蓄物資を搬出入する際には、それなりの時間、防災業務従事者が同倉庫内で作業することになり、トイレがなければ困ることは十分に考えられる。

近年、物流倉庫が増加し、作業用トイレが不足する問題が生じており、トイレメーカーが後付けで設置できるトイレユニットを販売しているようである。

同倉庫は敷地に余裕があり、近隣住民が倉庫前の空地を防災訓練等で利用する可能性もあることから、近隣住民のためにも、また、防災業務従事者のためにも、防災危機管理課においては、同倉庫敷地内に簡易なトイレを設置することを検討されたい。

(防災危機管理課、施設整備課)

所管部課： 防災危機管理課、施設整備課

**令和2年度工事監査結果報告における
監査委員意見・要望に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における意見・要望	左の意見・要望に対する措置状況等
<p>第2【4】意見・要望</p> <p>3. 学習院椿の坂道路復旧工事 学習院椿の坂電線共同溝等整備工事 (2) 無電柱化について</p> <p>無電柱化に際しては、電線や通信線を格納するコンクリート製ボックスの幅が最低でも 1.5m以上必要であり、また、電柱上にある変圧器を歩道上に置く必要があることから、概ね 2.5m以上の歩道幅員の道路でなければ無電柱化は困難である。</p> <p>例えば「単鴨地蔵通り」のように、変圧器を商店街のアーチ部分に格納している例もあるが、今後も現場の状況に応じた無電柱化についての方策・工夫が求められる。</p> <p>豊島区は狭い道路が多く、無電柱化には非常に困難を伴うが、今後も災害に強い街づくりを進めるため、道路整備課においては、できる限り区内道路の無電柱化を進めるよう努力されたい。</p> <p style="text-align: right;">(道路整備課)</p>	<p>第2【4】意見・要望</p> <p>3. 学習院椿の坂道路復旧工事 学習院椿の坂電線共同溝等整備工事 (2) 無電柱化について</p> <p>無電柱化には変圧器の設置場所の確保など課題があるが、新材料や新工法を積極的に取り入れ、地域環境に応じた整備に努めていく。この取り組みにより無電柱化を推進し、区道の「防災」「安全」「景観」の向上を図る。</p> <p style="text-align: right;">(道路整備課)</p>
	<p>所管部課： 道路整備課</p>

**令和２年度工事監査結果報告における
監査委員意見・要望に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における意見・要望	左の意見・要望に対する措置状況等
<p>第２【４】意見・要望</p> <p>５．（仮称）雑司が谷公園拡張整備工事、高田小学校跡地公園施設新築工事、高田小学校跡地公園施設太陽光発電設備等設置工事</p> <p>（３）非常用発電設備の設置について</p> <p>現在、保育園などの区施設で太陽光パネルが設置されている建物は22か所あるが、それらの施設においては、太陽光パネルで発電した電力を当該施設での消費や一部売電に使用しているだけで、環境面に配慮しているとはいえ、この公園のように蓄電設備を備えているものは、ほかにない。</p> <p>区立保育園においては現在2園で売電しているが、年間の売電収入は2園併せて10万円程度に過ぎず、多額の経費節減となっているものではなく、むしろ防災面から考えれば、この公園のように、蓄電設備を設けて災害時の停電に備えるべきではないかと思われる。特に、「救援センター」となっている小中学校等、「補助救援センター」となっている区民ひろば等、「福祉救援センター」となっている保育園等には、今後、太陽光パネルと蓄電設備を備えるべきである。</p> <p>防災危機管理課においては、災害対策強化の観点から、救援センター等の今後の施設改修等の機会を捉え、太陽光パネル及び蓄電設備、もしくは、非常用発電設備の設置について、各施設所管課に対し働きかけるよう検討されたい。</p> <p>（４）防災計画上の明確な位置づけについて</p> <p>現場監査の際に、「雑司が谷公園丘の上テラス」の防災計画上の位置づけについて聴いたところ、現時点では防災計画上の位置づけはないとの回答であった。</p> <p>しかし、実際には、防火水槽や備蓄倉庫などを備え、区の備蓄物資が格納され、防災拠点施設としての役割を担っている。また、災害時における地域の避難所としての活用も想定されるところ</p>	<p>第２【４】意見・要望</p> <p>５．（仮称）雑司が谷公園拡張整備工事、高田小学校跡地公園施設新築工事、高田小学校跡地公園施設太陽光発電設備等設置工事</p> <p>（３）非常用発電設備の設置について</p> <p>異常気象が切実な災害を引き起こすとともに、現実問題として深刻さを増す中で、非常用発電設備は防災危機管理課としては重要であると考えている。</p> <p>蓄電池については経費とのバランスを見なければならないが、非常用発電機については、施設所管課、ならびに財政当局と設置に向けた協議を行っていく予定である。</p> <p style="text-align: right;">（防災危機管理課）</p> <p>（４）防災計画上の明確な位置づけについて</p> <p>「雑司ヶ谷公園丘の上テラス」を補助救援センターに指定し、次回改正時の地域防災計画に明記する。</p> <p style="text-align: right;">（防災危機管理課）</p>

である。

たとえ災害時に区職員の配置予定はなく、救援センターとしての位置づけも予定されていないとしても、備蓄倉庫を設置していることや、補助救援センターに位置づけるのであれば、そのことを地域防災計画に明記すべきである。

防災危機管理課においては、今後、地元とも協議のうえ、次期地域防災計画修正時にその位置づけを明確にすべく検討されたい。

(防災危機管理課)

所管部課： 防災危機管理課